

事業主 各位

おいらせ町新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)

本部長 おいらせ町長 成 田 隆

おいらせ町商工会長 木 村 雅 行

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

令和2年4月7日に政府対策本部から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

今、日本は危機的な状況に直面しており、本県においても22例目(4/11現在)の感染者が確認されているなど、感染拡大防止に万全を期していかなければなりません。

当町においても、町民の生命と暮らしを守るため、危機対策本部を設置し、感染者を出さないよう徹底した感染防止に取り組んでいるところであります。

事業主の皆様には、貴事業所においても感染防止とクラスター(集団感染)発生を防止するための行動として、下記取り組みを実施くださるようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置してある「帰国者・接触者相談センター」へ事前に連絡をするようお願いいたします。

記

1. 感染防止・クラスター(集団感染)発生を防止するための取り組み

- (1) 手洗い
- (2) 咳エチケット
- (3) 事業所等の換気励行など「3つの密」を避ける
- (4) 発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛
- (5) 出張による従業員の移動を減らす

2. 体調が悪くなった人が出た場合の対応

- (1) まずは自宅等で身体を休めてください
- (2) 次の症状があるときは、三戸地方保健所内の帰国者・接触者相談センターへ電話をして相談してください

【症状】①風邪の症状、37.5度以上の熱が4日以上続く

②強いだるさや息苦しさがある

帰国者・接触者相談センター 電話番号：0178-27-5111